

表題 ふくいの伝統民家

大項目	家数	数
平泉寺町	14	44
猪野瀬	3	12
旧勝山町	32	58
村岡町	2	4
野向町	12	31 景観11
荒土町	25	64 景観17
北郷町	12	37 景観18
遅羽町	1	2

福井県は、平成18年(2006)4月1日から「福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」を施行し、この条例に基づく施策の一つとして、「福井県伝統的民家認定制度」を開始した。この伝統的民家認定制度は、所有者の申請に基づき県が「ふくいの伝統的民家」として認定を行うもので、伝統的民家に誇りを持って住み続け、後の世代に継承していくことを目的とする。

認定基準は県内のそれぞれの地域で受け継がれてきた「妻壁を柱と梁で格子状とした漆喰塗の切妻屋根の農家」や、「格子戸等町家の伝統的意匠を基調とした切妻屋根の町家」等、外観を地域の伝統的民家の意匠を基調とした木造の建物、または知事が地域固有の伝統的民家と認めたものである。

勝山市内では現在までに101の家が認定されているが、内2軒は取り壊され99軒が現存する。詳細は表1参照。